

児童生徒等に性暴力等を行った教員に対する 厳正な対応について

令和5年3月
総合教育政策局教育人材政策課

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、法の施行日を令和4年4月1日とする政令を公布。（※データベース関係の規定は、法の公布の日から起算して二年以内に施行。）

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ **児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発**
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ **教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務**
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ **定期的な調査等の実施、相談体制の整備**
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

私立学校の教育職員等に関する要請事項

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（抄）

（任命権者等の責務）

第七条（略）

- 2（略）
- 3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（抄）

令和3年5月21日
衆議院文部科学委員会

- 八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

令和3年5月27日
参議院文教科学委員会

- 八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある**教育職員等**が、**児童生徒等**に対し「**魂の殺人**」とも呼ばれる**性暴力等**を行うことは、**言語道断**である。しかし、**児童生徒性暴力等**に当たる行為により**懲戒免職等**を受ける**教育職員等**は**後を絶たず**、なかには、**教師**という**権威と信頼**を悪用し、**被害児童生徒等**が**自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケース**など、**人として到底許されない事件**も見受けられ、**事態は極めて深刻な状況**にある。加えて、一部の**教育職員等**による**加害行為**により、**児童生徒等**が**心身ともに健やかに成長していくことを真に願う**、**大多数の教育職員等の社会的な尊厳**が**毀損される**ことはあってはならない。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が**5派共同提案**により提出され、**衆参全会一致**で成立した。本法により、**教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反**とされたほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定**が初めて整備された。
- **今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない**。「**社会の宝**」である**子供**を**児童生徒性暴力等**から**守り抜く**ことは、**全ての大人の責任**であり、**社会全体に課された課題**である。**文部科学省**はもとより、**学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は**、**法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある**。本基本指針は、こうした認識の下、**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策**を**総合的かつ効果的に推進**するために策定するものである。

2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

私立学校、学校法人も含む

- **教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見**のため、**学校の設置者及びその学校において定期的なアンケート調査等**を実施。また、**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等**を活用した**教育相談体制を整備**。
- **教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、**迅速に対処するとともに、被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（**被害児童生徒等を徹底して守り抜く**。悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対処のために積極的に対応**。**専門家の協力**を得て、**公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査**を実施し、**懲戒処分等の厳正な対処**につなげる。

3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積。
- 免許管理者は、法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶 等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付け**られており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、**法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施**。

学校法人にも義務。DBは16ページ参照。

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- 児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
- 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。
- 免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
- 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、原則として、出席委員の全会一致をもって議決。

※ 文部科学省は、再授与審査に関して全国で統一的な運用を図るため、

- ①再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例を基本指針において示すとともに、
- ②職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を実施。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第12条に基づき、文部科学大臣は、防止等に向けた**基本的な指針を策定**した。指針では、児童生徒等を教育職員等による性暴力から守り抜くために私立学校、その設置者及び私立学校所管部局が取り組むべき内容についてもまとめられている。

※ **太字+下線**：私立学校関係箇所、**青字**：所轄庁（私立学校所管課）関係箇所

1. 法の基本的な方針 関係

基本理念

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、**児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない**（法第4条第4項）。

責務・法制上の措置等

- **学校の設置者は**、法の基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために **必要な措置を講ずる責務を有する**。（法第8条）
- **学校は**、法の基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の**防止及び早期発見に取り組む**とともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、**適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する**。（法第9条）

2. 児童生徒性暴力等の防止 関係

教育職員等を任命又は雇用しようとするときの取組

- **任命権者等は**、法の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、**国のデータベースを活用するものとする**（法第7条第1項）

2. 児童生徒性暴力等の防止 関係（つづき）

教育職員等に対する啓発

- 特に、**学校の設置者及びその設置する学校においては**、全ての教育職員等の共通理解を図るため、外部専門家や児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、教育職員等による児童生徒性暴力等の問題に関する**校内研修を様々な機会を捉えて繰り返し、また、計画的に実施するよう、取組の充実を図る。**

児童生徒等に対する啓発

- 文部科学省、**地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校においては**、児童生徒等の尊厳を保持するため、**児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことを周知徹底**する。また、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して保護及び支援が行われること等について周知徹底を図る（法第14条）。

児童生徒性暴力等対策協議会

- 児童生徒性暴力等の防止等の対策の推進や被害児童生徒等の保護・支援等に当たっては、より実効的な対応を行うことができるよう、学校関係者間のみならず、関係機関等との適切な連携が必要である。このため、教育委員会をはじめとする**学校の設置者や都道府県私立学校主管部局・認定こども園主管部局は**、平素より、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」における地域の関係機関等との連携を通じ、**情報共有体制を構築**しておくとともに、学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査（法第19条第1項）に係る**専門家を把握**しておくことなどが重要である。

ルールや取組等の整理・周知

- このため、上述のとおり教育職員等に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する**サービス規律の徹底**を図るとともに、**学校の設置者やその設置する学校は、必要なルールや取組等を整理・周知**し、全ての教育職員等で共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。

2. 児童生徒性暴力等の防止 関係（つづき）

- また、児童生徒性暴力等による懲戒処分等が行われた事案において、教育職員等と児童生徒等との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS 等」という。）を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうしたSNS 等による私的なやりとりは適当ではないことから、**学校の設置者の教育委員会など教育職員等の服務管理を行う機関は、業務遂行等に関する規則や指針等で、SNS 等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化**するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、**児童生徒等や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化**することが必要である。なお、**各学校のルール等について、教育職員等のみならず、保護者等に周知し、理解を得るよう努めることが求められる。**
- さらに、被害を未然に防止する観点から、他の児童生徒等や教育職員等の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、**執務環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築**など、**予防的な取組等を強化することが必要**である。特に、特別支援学校、特別支援学級などを含め、児童生徒等の数が少ない環境については、特に留意して措置を講ずる必要がある。また、**全ての児童生徒等に目が行き届くように人的配置や人材確保**に努めることが求められる。

国立学校及び私立学校の対応に係る連携確保

- 公立学校以外の学校における、児童生徒性暴力等の防止等に関する対応について、必要に応じて、**都道府県から医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者に関する情報の提供や、国又は都道府県から研修機会の提供等の支援が受けられるよう**、日常的に、国立学校の設置者は国及び都道府県との連携確保、**都道府県私立学校主管部局・認定こども園主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。**

早期発見のための措置

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、**学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等や教育職員等に対する定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整える**とともに、**地域、家庭と連携して児童生徒等を見守ることが必要**である。

3. 児童生徒性暴力等への対処 関係

基本的な考え方

- 学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分に配慮しつつ、学校、学校の設置者等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害児童生徒等を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない。悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。……
- また、学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応する必要があり、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげることが必要である。
- 学校の設置者においては、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針について、基本指針を参考とし、学校の設置者と学校の役割分担、児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合の教育職員等や学校の対応方法や手順、専門家の協力を得た調査の実施方法、被害児童生徒等に対する保護・支援やこれらに関する留意事項などを予め整理し、所管の学校に係る教育職員等に対して校内研修等を通じて周知を行うことが望ましい。

3. 児童生徒性暴力等への対処 関係（つづき）

学校の設置者への通報・報告等

- **教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者**及び児童生徒等の保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、**犯罪の疑いがあると思われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない**（法第 18 条第 1 項及び第 2 項）。
- しかしながら、精神的負担等を懸念する被害者やその保護者等からの意向により告発をしなかったり、また、告発する必要があることを認識していなかったり、十分に検討することもなく犯罪に当たらないと判断したりしたことなどにより、教育委員会や学校から告発が適正に行われていない例も見受けられることから、児童生徒等からの相談に応じる者のみならず、**この者から報告を受けた教育委員会や学校においても、警察機関等と連携して厳正に対応することが改めて求められる。**
- **公立学校以外の学校について、仮に児童生徒性暴力等を行った教育職員等が依願退職の申入れをした場合、その雇用契約は解約申入れの日から 2 週間を経過すると終了することを踏まえ、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、学校は速やかに事実確認を行い、雇用者において適正かつ厳正な懲戒を行うよう努めるものとする。また、懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職する場合など、雇用契約が消滅した際も、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない**（法第 18 条第 2 項）。
- なお、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第 11 条第 3 項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。

3. 児童生徒性暴力等への対処 関係（つづき）

学校の設置者への通報・報告等（つづき）

- また、**学校は**、児童生徒等からの相談に応じる者から通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、**直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告しなければならない**（法第18条第4項）。
- このように、**学校が当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと把握した場合には、直ちに、学校の設置者に対してその事実を通報しなければならないとされており、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置の結果を待つまでもなく、学校管理職は、直ちに学校の設置者に対して通報することが求められる。**
- **学校は**、この教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講ずるに当たっては、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない（法第18条第5項）。このことは、学校が措置を講ずるに当たって配慮・注意すべきことを規定しているのであって、**いたずらに被害者等への配慮やプライバシーの保護などを盾に必要な措置を怠るようなことがあってはならない。**

児童生徒等と教育職員等の接触回避等

- **学校は**、法第18条第4項に規定する学校の設置者への報告をするまでの間、教育職員等による**児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける**等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする（法第18条第6項）。
- 例えば、**各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させる**ことなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第18条第1項の通報を受けた場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。

3. 児童生徒性暴力等への対処 関係（つづき）

学校の設置者において専門家の協力を得て行う調査

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実が確認された旨報告を受けた場合には、**学校の設置者は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする**（法第 19 条第 1 項）。

調査体制等

- 調査に当たり、**学校の設置者は**、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得ることが求められており、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者としては、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者、学識経験者等が考えられ、**事案に応じた適切な専門家の協力を得ることが必要**である。
- 協力を得る専門家については、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、**当該調査の公正性・中立性を確保するよう努める**ことが求められる。

事実確認等の実施

- その際、仮に、将来的に当該教育職員等が特定免許状失効者等となり、欠格期間後に免許状の再授与を申請した場合、再授与審査においては、上記の事実確認で判明した児童生徒性暴力等を行った事実に基づき当該特定免許状失効者等が児童生徒性暴力等を再び行わないことの蓋然性等に係る検討が行われることを踏まえ、**事実確認段階においては、当該教育職員等が行った児童生徒性暴力等を適切に把握しておくことが重要となることに留意する必要がある**。

3. 児童生徒性暴力等への対処 関係（つづき）

学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等

- 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童生徒等の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある（法第 20 条）。

4. 教育職員等に対する厳正な対処

- 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、文部科学省においても、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするべきことについて、累次にわたり通知等してきたところである。
- こうしたことも踏まえ、これまでに全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準においてその旨の規定が整備されたところであり、実際に教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、法の基本理念等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある。他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。また、懲戒処分等の検討に当たっては、事案に応じて、弁護士や医師等の外部専門家の協力を得ながら進めることが必要である。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等があったにも関わらず、懲戒処分を行わず、依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならない。
- なお、懲戒処分を行うに当たっては、教育職員等による児童生徒性暴力等に該当する場合には、懲戒処分に係る処分の事由を記載した説明書（地方公務員法第 49 条（公立学校の教育職員等の場合））等において、児童生徒性暴力等に該当することによる懲戒処分である旨を明示することが必要である。

未然の防止関係

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文科科学大臣決定）」を元に作成

- ☑ 任命権者等は、**教育職員等を任命又は雇用する際、法第15条第1項のデータベースを活用**しているか
- ☑ 校内研修等の機会を通じて、**教育職員等に対する啓発**を計画的に実施しているか
- ☑ 児童生徒等自身が被害を予防できるよう、**児童生徒等に対する啓発・周知徹底**を図っているか
- ☑ 児童生徒性暴力等の防止・対処に関し必要な**ルールや取組を整理・周知**しているか
- ☑ SNS等による私的なやりとりの制限等に関するルールを明確化し、**児童生徒等や保護者等に周知徹底**しているか
- ☑ 他の児童生徒等や教育職員等の目が届きにくい環境となる場面を可能な限り減らすよう、**執務環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築**等を行っているか

早期発見関係

- ☑ 児童生徒等に対して早期発見のための**アンケート調査等を定期的**に実施しているか

対処関係（事案の派生前）

- ☑ 児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の**対応方針**について、予め整理しているか

対処関係（事案の発生後）

- ☑ **児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける**など、必要な措置を講じているか
- ☑ 専門家の協力を得て、児童生徒性暴力等の**事実の有無を速やかに調査**しているか
- ☑ 学校管理職は、**事実確認の結果を待つことなく、学校設置者に通報**しているか
- ☑ 犯罪の疑いがあると思われるときは、**速やかに所轄警察署に通報**しているか
- ☑ **雇用関係が消滅した後に児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した場合でも、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに警察に通報**しているか
- ☑ 学校設置者は**懲戒解雇を行った場合、速やかに所轄庁に報告**しているか

教育職員免許法に基づく私立学校における懲戒解雇等の報告・通知等について

- 私立学校の現職の教員に教員免許状の失効（禁錮以上の刑等）・取上げ（懲戒解雇等）に相当する事由があるとき、**学校法人は私立学校担当課（所轄庁）に報告（懲戒解雇の理由が児童生徒性暴力等、成人への性暴力等を含む5類型に該当する場合はその理由を含む）が義務付けられている**（教育職員免許法第14条の2、同法施行規則第74条の3）。また**教育職員等（学校長や実習助手等を含む）が児童生徒性暴力等により禁錮以上の刑に処せられた場合、または懲戒解雇された場合**も報告の対象。（教育職員性暴力等防止法施行規則第2条）
- 学校法人から報告を受けた**所轄庁は免許管理者に通知（懲戒解雇の理由が児童生徒性暴力等、成人への性暴力等を含む5類型に該当する場合はその理由を含む）が義務付けられている**（教育職員免許法第14条、同法施行規則第74条の3）。また**教育職員等が児童生徒性暴力等により禁錮以上の刑に処せられた場合、または懲戒解雇された場合**も通知の対象。（教育職員性暴力等防止法施行規則第2条）

1. 教育職員免許法に基づく報告義務（既存スキーム）

都道府県教育委員会（免許管理者）

③免許管理者へ通知
（第14条）

私立学校主管部課（所轄庁）

②所轄庁へ報告
（第14条の2）



学校法人



①禁錮以上の刑、
懲戒解雇など

2. 通知・報告義務の実施状況

○学校法人から所轄庁へ報告があった件数

※（ ）内は、所轄庁から免許管理者への通知件数

	H30	R1	R2	R3
禁錮以上の刑	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
暴力的破壊活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
懲戒免職相当	8 (8)	15* (13)	15 (14)	20 (19)
分限免職相当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	8 (8)	15 (13)	16 (15)	20 (17)

*うち2件は、学校法人からの報告が令和元年度末であったため、令和2年度に免許管理者へ通知

○報告のうち「懲戒免職相当」の内訳

	H30	R1	R2	R3
性暴力等	6	11	13	15
うち児童生徒性暴力等	4	8	8	13

[出典：令和4年度調査に基づいて作成]

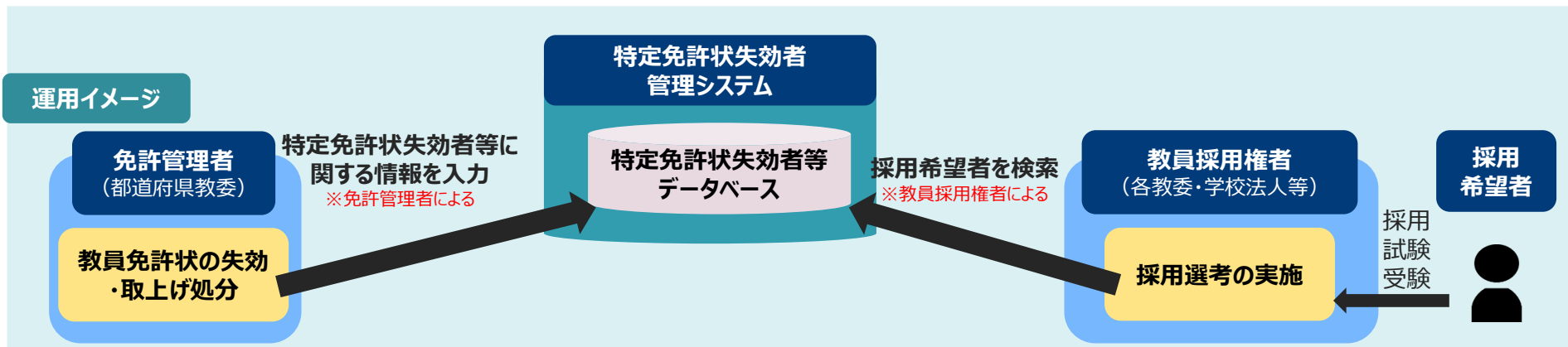
特定免許状失効者管理システムの構築等

背景・課題

- 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果において、「わいせつ行為等」により懲戒処分等を受けた者は、273人と過去2番目の多さ。（うち、児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた者は126人。）
- 児童生徒等の権利利益の擁護を目的とする「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」（令和3年法律第57号）が、第204回国会で全会一致で可決。（令和3年6月4日公布）
- 本法では、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みの一つとして、**特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者）の免許状失効等に関する情報に係るデータベースを公布の日から2年以内に国で整備することが規定されている。**

事業内容

- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）の規定に基づき、都道府県教育委員会が入力した特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者）の情報を、各採用権者（教育委員会・学校法人等）が検索・閲覧できる機能を有した「特定免許状失効者管理システム」を**令和4年度中に構築する。**
- 教員の採用権者（各教育委員会・学校法人等）においては、令和3年度中にシステムへの初期ユーザー登録が必要。3月上旬にユーザー説明会(オンデマンド)実施予定。**（令和5年2月9日付け4教教人第35号教育人材政策課長通知「特定免許状失効者管理システムの整備に伴う初期ユーザー登録及びユーザー説明会について」にて依頼済み。）



官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について【概要】

(令和2年10月30日付け 教育人材政策課長・私学行政課長連名通知)

①官報情報検索ツール活用の目的・意義等を改めて全ての採用権者に周知。

- ・官報情報検索ツールは、教員採用に当たり、採用権者が採用希望者について過去に懲戒免職処分等を受け免許状が失効・取上げとなった事実の有無を確認する際の手段の一つとして、官報に公告された公開情報である免許状の失効・取上げ情報を簡便に確認することができるよう、文部科学省が提供するもの。
- ・官報情報検索ツールは、免許状の有効性の確認に加え、過去の懲戒免職歴等を秘匿して採用されることを防ぐなど適切な採用の実施に資すること。
- ・官報情報検索ツールによる検索の結果を端緒として、採用関係書類の自己申告内容との整合性を確認したり、面接等を通じ、どのような理由で懲戒免職等に至ったのか等をより詳細に確認した上で、採用の判断をすることができること。

②10月末より、現行の直近3年分を拡充し、まず直近5年分の官報掲載情報の提供を開始。

(令和3年2月中に、過去40年分の官報掲載情報について検索可能とする予定。) (※)

③全ての採用権者に対して、官報情報検索ツールの適切な活用を改めて呼びかけ。

官報情報検索ツールの改善に伴う具体的な対応

(1) 官報情報検索ツール利用における遵守事項の徹底

- ・情報管理の徹底のため、官報情報検索ツールを利用する全ての担当者について、文部科学省への所属及び氏名の事前登録を義務化。
- ・免許状の有効性や失効情報の確認に当たっては、官報情報検索ツールにより得られた情報にのみ依拠することなく、採用希望者である本人に対して、面接等で必ず確認するなど、より詳細に確認した上で判断すること。

(2) 適切な採用のための留意事項

- ・採用関係書類における履歴について空白期間が生じないよう記載を求めること。
- ・採用関係書類の賞罰欄等に、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴についても明示的に記載を求めること。
- ・必要に応じて、過去の勤務先に懲戒処分事案の概要等を問い合わせること。また、問い合わせを受けた場合も、適切に対応すること。
- ・以上のような取組などを通じ、退職歴(理由を含む。)を確認すること。
- ・禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は欠格期間に該当すること等を採用関係書類の様式等において明示すること。
- ・免許状の氏名に外字が用いられている場合には、正確な外字及び標準文字の両方で検索を行うこと。 (外字の例) 「齊」、「邊」、「高」、「崙」
- ・官報に掲載されている時点の氏名と現在の氏名が変わっている可能性もあるため、採用関係書類に改名の事実の有無の記載を求めたり、大学の卒業証明書等の提出を求めたりするなどして、旧姓や改名前の氏名についても検索を行うこと。

(令和3年4月12日事務連絡)
教員採用関係書類の様式例を周知

(※) 令和3年2月26日以降は過去40年分の官報掲載情報について検索可能となっている。